



貯玉補償基金だより

2023年 11月 通巻94号

貯玉補償基金は、加盟店が経営破たん等の事由により、会員の皆様から預かっている貯玉／貯メダルの払い戻しが不能となった場合に会員の皆様の貯玉／貯メダルを補償します。

ただし、この補償の実施にもいくつかの制限事項があります。

補償実施の適用承認

会員に対する貯玉債務の返済は、あくまでも経営法人による自己返済を基本としています。

しかし、経営破たん等の事由で「加盟店の経営法人等による会員への貯玉債務の自己返済が不能である」と貯玉補償基金理事会が判断した場合に、当基金による補償実施の適用を承認します。

補償の上限ならびに上限超会員への対応と補償方法

補償実施時には、「加盟店ごとに1人あたり、貯玉25万個、貯メダル5万枚」の補償上限が適用されます。当基金におきましては、加盟店にご協力いただき、補償上限超会員の解消に向けて取り組んでおります。

また、当基金が実施する補償は、風営法施行規則第36条第3項を順守した賞品（カタログ掲載商品又は一般雑貨など）でおこないます。

貯玉の保有状況

貯玉補償基金加盟店の2023年9月末の貯玉保有状況の集計結果を報告します。

貯玉補償基金加盟店数	5,769店
貯玉／貯メダル保有会員	約2,715万人
貯玉総額(貸玉金額換算)	約759億円
貯メダル総額(貸メダル金額換算)	約1,043億円
総合計	約1,802億円